

【令和8年度 新宿区障害者自立支援ワーカー 募集案内】

この採用選考は、新宿区障害者自立支援ワーカーの採用予定者を決定するために実施します。

1 職種・採用予定人数等

職種	職名	採用予定数
福祉系	障害者自立支援ワーカー	若干名

2 身分

地方公務員法第22条の2第1項第1号に基づく会計年度任用職員（一般職）

3 職務内容

新宿区基幹相談支援センターに関する業務

- (1) 障害者とその家族の相談に関すること。
- (2) 障害者が地域生活を送るうえで、障害福祉サービス等を利用する際のコーディネート及び情報提供に関すること。
- (3) 障害者自立支援ネットワークの運営に関すること。
- (4) 障害支援区分認定調査に関すること。
- (5) サービス等利用計画に関すること。
- (6) 地域移行支援・地域定着支援に関すること。
- (7) 相談支援事業者への助言・指導に関すること。
- (8) その他、障害者の相談支援に関すること。

4 勤務場所

新宿区福祉部障害者福祉課支援係（新宿区基幹相談支援センター）

東京都新宿区歌舞伎町一丁目4番1号

5 任用期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

※ 期間を定めた任用であり、令和9年4月1日以降の任用を保障するものではありません。

6 受験資格

次の要件を全て満たすこと。

- (1) 社会福祉士、精神保健福祉士、保健師のいずれかの資格を有する方、または、相談支援専門員（指定計画相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定める）及び相談支援専門員の資格を得るために必要な実務経験を有する方のいずれか。
- (2) 職務を遂行するにあたり、必要な知識及び技能を有している方

※ただし、地方公務員法第16条の各号のいずれかに該当する方は応募できません。

- (1) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 新宿区職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (3) 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- (5) 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者

7 選考方法、日時及び場所

(1) 第1次選考

選考方法	書類選考（申込書及び小論文1, 200字程度）
結果発表	令和8年2月27日（金）（発送予定） 結果は合否にかかわらず申込者全員に郵送にて通知します。 第1次選考合格者には、「第1次選考合格通知」とともに、第2次選考の詳細をお知らせします。

(2) 第2次選考（第1次選考合格者のみ対象）

日時・会場	令和8年3月9日（月） 時間及び会場等の詳細については、第1次選考合格者のみに通知します。
選考方法	面接（個別面接）
結果発表	令和8年3月中旬（予定） 結果は合否にかかわらず、第2次選考受験者全員に郵送にて通知します。

8 申込手続

所定の申込書に、申込書裏面の記入上の注意をよくお読みのうえ、必要事項を記入し、下記のとおり提出してください。なお、申込書類は一切返却いたしません。

申込期間 及び 申込方法	令和8年2月6日（金）から2月20日（金）午後5時まで 必着 郵送（簡易書留）または持参による ※A4版が入る大きさの封筒に申込書、選考シート、資格証明書類、返信用封筒、を入れ、表に赤字で「新宿区障害者自立支援ワーカー採用選考申込書在中」と明記してください。 ※簡易書留によらない郵送事故については責任を負いません。 ※持参の場合は、上記期間中の土日を除く午前8時30分～午後5時とします。
書類提出先 (簡易書留 又は持参)	〒160-0022 東京都新宿区歌舞伎町1-4-1 新宿区役所本庁舎2階 新宿区福祉部障害者福祉課支援係

提出書類	<p>(1) 「新宿区会計年度任用職員採用選考申込書（兼履歴書）」（顔写真添付）</p> <p>(2) 「障害者自立支援ワーカー採用選考シート（小論文）」</p> <p>(3) 資格等証明書類（次のいずれか）</p> <p>ア 社会福祉士の方は、<u>「社会福祉士登録証」の写し（コピー）</u></p> <p>イ 精神保健福祉士の方は、<u>「精神保健福祉士登録証」の写し（コピー）</u></p> <p>ウ 保健師の方は、<u>「保健師免許証」の写し（コピー）</u></p> <p>エ 相談支援専門員の方は、<u>資格を有する書類の写し（コピー）</u></p> <p>オ 相談支援専門員の資格を得るための実務経験を有する方は、<u>実務経験証明の書類</u></p> <p>(4) 110円切手を貼った返信用封筒【長形3号（120×235mm）】</p> <p><u>※封筒にはご自分の住所・氏名を記載してください</u></p>
------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

9 勤務条件等（令和8年1月15日現在）

勤務時間	午前8時30分から午後5時までの間で1日あたり7時間30分 休憩時間60分 月曜日から金曜日の間で週4日勤務（週30時間勤務）
休日等	週休日：週3日（毎週土・日曜日と水・木・金曜日のいずれか1日） 休日：国民の祝日に関する法律に規定する休日 年末年始（12月29日から翌年1月3日までの日）
休暇等	（有給休暇） 年次有給休暇、夏期休暇、慶弔休暇、妊娠出産休暇等があります。 （無給休暇） 母子保健健診休暇等があります。
報酬等	<ul style="list-style-type: none"> ・月額 250,652円（地域手当相当分を含む。）、期末・勤勉手当あり ・通勤費用 1ヶ月当たりの通勤に必要な運賃等に相当する額 (上限：月額55,000円) <p>※ 採用前に給与改定等があった場合は、その定めるところによります。</p> <p>※ 昇給制度はありません。</p>
加入社会保険	健康保険（東京都職員共済組合）、厚生年金保険、雇用保険を適用します。
公務災害補償	地方公務員災害補償法、特別区非常勤職員の公務災害補償等に関する条例、労働者災害補償保険法等の定めにより公務災害の補償をします。
服務	地方公務員法の服務規程が適用されます。 地方公務員法の懲戒処分・分限処分の対象となります。
再度の任用	再度の任用の可能性 あり <p>※ 任用期間満了後に同一の職務内容の職が設置される場合、再度任用される可能性があります。再度任用は公募を原則といたします。</p> <p>※ 廃職を生じた場合又は事務事業の都合により必要がなくなった場合等は、再度の任用は行いません。</p>

10 個人情報の取扱いについて

本採用選考の実施にあたり、申込書等により収集した個人情報については、本採用選考業務にのみ使用します。

【問合せ先】

新宿区福祉部障害者福祉課支援係

所在地：〒160-8484 東京都新宿区歌舞伎町一丁目4番1号

新宿区役所本庁舎2階

電話：03（5273）4583（係直通）（月～金曜日 午前8時30分～午後5時）

新宿区役所本庁舎案内図

◆住所

東京都新宿区歌舞伎町一丁目4番1号

◆電話

03(5273)4583(障害者福祉課支援係直通)

◆最寄りの駅

JR・丸ノ内・小田急・京王線新宿駅、丸ノ内線・副都心線新宿三丁目駅、西武新宿駅、都営大江戸線新宿西口駅の各駅から徒歩約5分

◆最寄りのバス停

①歌舞伎町、②新宿五丁目、③新宿駅東口、④新宿追分、⑤・⑥新宿伊勢丹前、⑦日清食品前

